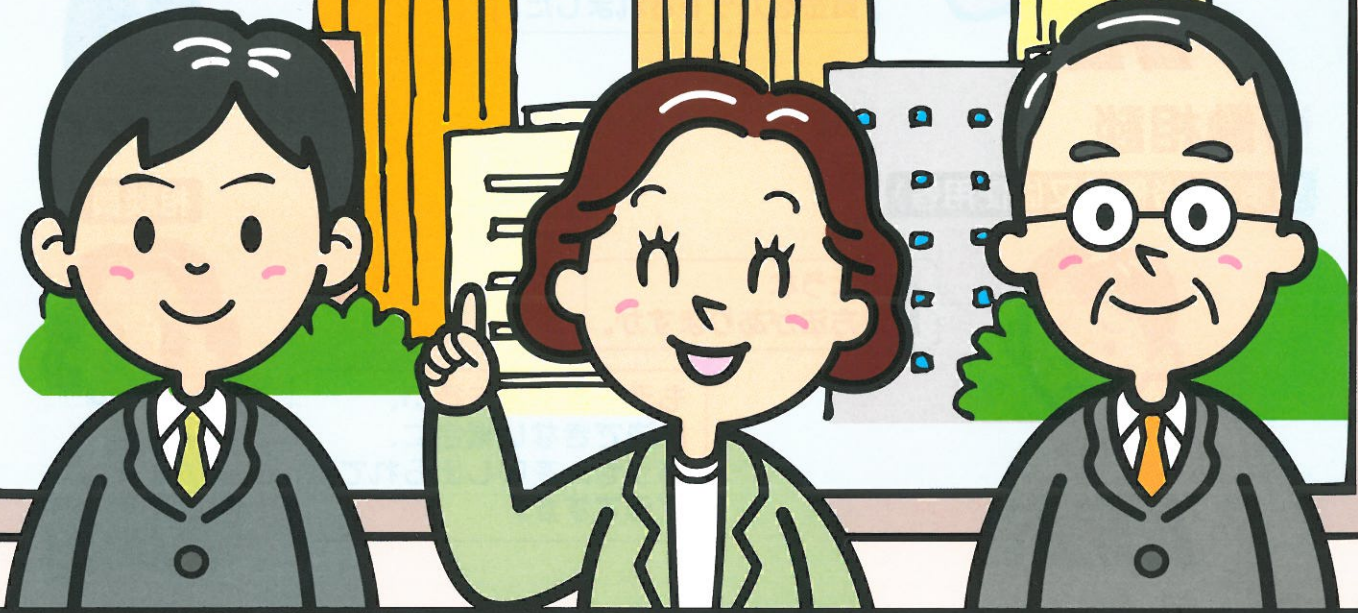


個別的労使紛争の

# 労働相談・あっせん

解雇や賃金の切下げなど、労使紛争で悩んでいませんか。



**労働相談・あっせんは、ともに無料で、  
秘密は固く守ります。**

労働者個人と使用者（事業主）間の労使紛争の早期解決を図るため、労働問題の専門家である公益・労働者・使用者の委員（三名一組）による労働相談を月2回開催しています。

また、紛争の内容や御希望により、労働相談とあっせんの申出を一度に行うことも可能です。まずは事務局職員に御相談ください。

**事務局職員による労働相談 平日 8:30～17:15**

お問い合わせ先

愛媛県労働委員会事務局（愛媛県庁第二別館4階）〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

**電話 089-912-2996** <http://www.pref.ehime.jp/tiroui/>

各地方局（支局）商工観光室（中小企業労働相談所）でも、担当職員が相談をお受けします。

東予地方局	〒793-0042	西条市喜多川796-1	Tel.0897-56-1300(代)
今治支局	〒794-8502	今治市旭町1-4-9	Tel.0898-23-2500(代)
中予地方局	〒790-8502	松山市北持田町132	Tel.089-909-8760
南予地方局	〒798-8511	宇和島市天神町7-1	Tel.0895-22-5211(代)
八幡浜支局	〒796-0048	八幡浜市北浜1-3-37	Tel.0894-22-4111(代)

# 労働相談・あっせんの事例

## 1 個別的労使紛争の発生

労働者



突然解雇されて納得がいけません。

十分な説明もなく賃金をカットされました。

使用者(事業主)

社員にやむを得ず配置転換を命じたのですが、理由なく拒否されました。



## 2 労働相談

当事者(労働者又は使用者)



どのような解決方法がありますか。

相談員



もう一度交渉を行い、解決できない場合に、あっせんを申し出られてはどうですか。

## 3 あっせん

労働者



労働条件が改善しました。

あっせん委員



無事解決してよかったですね。

使用者(事業主)



紛争が長期化せず、助かりました。

### ○あっせんでは、「譲り合いの精神」が大切です。

労使紛争の解決のためには、何よりも話し合いが必要です。あっせんの場では、お互いに誠意を持って話し合いをすすめ、譲るべきは譲るという姿勢で臨んでください。あっせん委員は、双方の歩み寄りを図りますが、合意を強制するものではありません。

なお、一方の当事者があっせんに参加しない場合は、不開始となります。

### ○あっせんは、非公開で行います。

あっせんは、当事者の個人情報の保護等に配慮し、非公開で行います。あっせんにおける発言及び提出された資料など、秘密は固く守ります。

また、あっせん内容の証明や資料提供等の要請には応じられません。

### ○紛争解決時には、あっせん委員立会のもと協定書を取り交わします。

お互いの譲歩により合意に至ったときは、あっせん委員が立会して協定書を締結し、これを当事者双方と、労働委員会において、一通ずつ保管します。